

携帯品にかかる見直しについて

1. 会議規則

※議場に入る者（議員、理事者、議会局）

（１）堺市議会会議規則（現行）携帯品にかかる規定

（携帯品） 第１０６条	議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りではない。
----------------	---

（２）堺市議会会議規則の見直しについて

項目	現行	改正案
携帯品	帽子	変更なし
	外とう	コート
	えり巻	マフラー
	つえ	削除
	かさ	傘
議長の許可・届出制 （ただし書き）	ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。	【案①】 許可 「ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。」
		【案②】 届出 「ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りではない。」

【（参考）標準会議規則携帯品にかかる規定（新旧対照表）】

①全国市議会議長会

改正前	改正後
議場又は委員会の会議室に入る者は、 <u>帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類</u> を着用し、又は携帯してはならない。ただし、 <u>病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</u>	議場又は委員会室の会議室に入る者は、 <u>帽子、コート、マフラー、傘の類</u> を着用し、又は携帯してはならない。ただし、 <u>病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りではない。</u>

②全国都道府県議会議長会

改正前	改正後
議場に入る者は、 <u>帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類</u> を着用し、又は携帯してはならない。ただし、 <u>病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</u>	議場に入る者は、 <u>帽子、コート、マフラー、傘の類</u> を着用し、又は携帯してはならない。ただし、 <u>病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。</u>